

第6章 ロシアのWTO加盟と対外経済政策への影響¹

金野 雄五

はじめに

1993年6月にロシアがGATT（世界貿易機関：WTOの前身）への加盟申請を行ってから19年を経て、2012年8月、ロシアのWTO加盟が実現した。このWTO加盟により、ロシアはその対外経済政策の展開において、WTO協定の遵守および加盟条件の履行を義務付けられたことになる。他方、ロシアとベラルーシ、カザフスタンの間では、2010年初から関税同盟が形成されたほか、2011年10月にはCIS（独立国家共同体）自由貿易協定が調印されるなど、CISの枠組みの中でロシアを中心に地域経済統合が強化される動きもみられる²。ロシアがWTOに加盟したことで、3か国による関税同盟もまた一定の制度的変更を迫られることが予想され、さらに、それらの制度的変更が3か国以外のCIS諸国による関税同盟への参加可能性にも影響を及ぼすと考えられる。

ただし、これらの関係性について論じるには、まずロシアのWTOへの加盟条件と3か国による関税同盟の現行の諸制度について、基本的な事実関係を整理しておく必要がある。そこで本稿では、第1節において、ロシアのWTO加盟条件の主要点を整理する。第2節では、関税同盟の現段階について制度面から考察する。最後に、CIS諸国による関税同盟への新規参加可能性を検討することで本稿のむすびとする。

1. ロシアのWTO加盟条件の主要点

(1) 輸入関税率の引下げ

一般に、WTO加盟に際して当該国は、輸入関税率の引下げなどによって、自国の財・サービス市場をWTO既加盟国に対してある程度開放することが求められる。ロシアの輸入関税率は、加盟前の時点では全関税分類品目の単純平均が10%、工業製品は同9.5%であったが、加盟後はそれぞれ7.8%以下、7.3%以下にまで引下げられることが決まった（図表1）。

ただし、すべての品目の輸入関税率が加盟日から即座に引下げられるわけではない。ロシア経済発展省（Minecon, 2011）によれば、全体の約半数の品目については、加盟後も加盟前と同じ関税率が維持される。また、全体の約4分の1の品目については、関税率が加盟後2~3年をかけて、約束された上限税率（最終譲許税率）以下に引下げられる。また、ロシアにとって特に重要（センシティブ）な品目とされる自動車、ヘリコプター、民生用

図表 1. ロシアの WTO 加盟前の関税率と最終譲許税率

	加盟前の関税率*	最終譲許税率
全品目平均	10.0	7.8
農産品	13.2	10.8
工業製品	9.5	7.3
品目別平均		
乳製品	19.8	14.9
穀物	15.1	10.0
油脂	9.0	7.1
化学品	6.5	5.2
自動車**	15.5	12.0
電気機器	8.4	6.2
木材・紙	13.4	8.0

(注) * 加盟前の関税率は 2011 年のもの。

** 自動車の関税率には、工業アセンブリ措置による部品類の減免税率が含まれる。

(出所) WTO (2011a) より みずほ総合研究所作成。

航空機については、関税率の引下げに加盟後 7 年間に要する見込みである。

個別品目ごとにみると、例えばロシアにとってセンシティブな品目のひとつである自動車については、乗用新車の場合、輸入関税率はリーマン・ショック後に 25%から 30%に引上げられていたが、これが加盟日をもって元の 25%に引下げられ、その後 3 年間は同税率で据え置かれた後、4 年目から 7 年目まで毎年約 2.5 ポイントずつ引下げられて 15%となる。中古乗用車 (3~6 年落ち) の場合、加盟前の輸入関税率は 35%程度だったが、これが加盟日から乗用新車と同じ 25%に引下げられ、その後 5 年間据え置かれた後、最後の 2 年間で 20%に引下げられる。この他、医薬品は加盟前の 5~15%から 5~6.5%に、家電製品は同 15%から 7~9%に、いずれも加盟後 2~3 年をかけて関税率が引下げられる³⁾。

(2) サービス市場の開放

サービス分野の市場開放も行われる (WTO, 2011b)。例えば、ロシアの電気通信事業会社に対する外国企業の出資比率は従来、49%以下に制限されてきたが、この制限は加盟後 4 年以内に撤廃される。また、これまで禁止されていた金融分野 (銀行、証券、保険) における外国企業の支店開設については、保険業に限り、加盟後 9 年以内に解禁されることが決まった (ただし、現地法人の設立を通じた支店開設は従来から可能)。銀行・証券業における外国企業の支店開設については今後、ロシアの OECD (経済協力開発機構) 加盟交渉などで議論される予定である。

(3) 輸出関税に関する約束

ロシアは WTO 加盟に際して、石油 (原油および石油製品)、天然ガス、金属、木材等を

図表 2. 原油輸出関税率の算定方式

	価格帯 (P: 原油価格)	税率フォーミュラ (T: 税率)
①	$P < 15$	$T = 0$
②	$15 \leq P < 20$	$T = (P - 15) \times 0.35$
③	$20 \leq P < 25$	$T = 1.75 + (P - 20) \times 0.45$
④	$25 \leq P$	$T = 4 + (P - 25) \times 0.65$

(注) 単位は P, T ともドル/バレル。

(出所) 1993 年 5 月 21 日付連邦法 No.5003 およびその改正法より、みずほ総合研究所作成。

対象に 1999 年から再導入されている輸出関税についても約束を行った (WTO, 2011c) 4。このうち、近年の連邦財政収入の半分近くを占める原油、石油製品、天然ガスの輸出関税に関する約束の内容は、以下の通りである。

原油の輸出関税については、加盟前に用いられていた税率の算定方式が維持される。これは、原油国際価格 (Urals) に関して 4 つの価格帯 (①15 ドル/バレル未満、②15~20 ドル/バレル、③20~25 ドル/バレル、④25 ドル/バレル以上) が設定され、過去 1 か月間 (前々月 15 日から前月 14 日まで) の原油価格平均がこれらの価格帯のいずれに属するかによって、当該月の税率 (上限) を算定する際に用いられる計算式 (フォーミュラ) も異なるという方式である (図表 2)。この方式の特徴は、原油価格が上昇すると税率 (従量税率) の上限が累進的に引上げられることにあり、その累進性は、上記価格帯②~④の各フォーミュラで用いられる係数 (順に 0.35、0.45、0.65) の違いによって端的に示されている。すなわち、原油価格が 15~20 ドル/バレル (価格帯②) で推移する場合は、油価が 1 ドル上昇するごとに上限税率は 0.35 ドル/バレルずつ上昇するが、近年のように原油価格が 25 ドル/バレルをはるかに上回る水準 (価格帯④) にある場合は、油価が 1 ドル上昇するごとに上限税率が 0.65 ドル/バレルずつ上昇する。ロシア政府は WTO 加盟に際して、これらのフォーミュラの係数を引上げないことを約束したのである⁵。

石油製品の輸出関税については、加盟前のロシア政府決定によって、税率の算定方式とその変更スケジュールが定められており、これらが WTO 加盟後の輸出関税率の上限となることが約束された (図表 3)。具体的には、2011 年 8 月 26 日付政府決定 No.716 により、2011 年 10 月以降、ガソリンの輸出関税率については原油の輸出関税率を 1 とした場合に 0.9 の水準に、ガソリン以外の石油製品については同 0.66 の水準に設定されることになり、さらに 2015 年以降は、石油製品のうち黒油 (原油からの精製度が相対的に低い石油製品) に関してのみ、この比率を 1.0 とする (原油と同じ輸出関税率を適用する) ことが決定された。

天然ガス (気体) については、WTO 加盟前の輸出関税率は従価税方式による 21% (ただし、1 トンあたり 40 ユーロを上回ってはならない) であり、これを加盟後の輸出関税率の上限とすることが約束された。

図表 3. 石油製品の輸出関税率の変更スケジュール

大分類	品目名	関税分類番号 (TN VED TS)	輸出関税率 (原油輸出関税率=1.0)		
			～2011年9月	2011年10月 ～14年12月	2015年～
黒油	重油 潤滑油 ポリ塩化ビフェニル等 ワセリン, パラフィン 石油コークス, 石油アスファルト	2710 19 510 - 2710 19 690 2710 19 710 0 - 2710 19 990 2710 91 000 0 - 2710 99 000 0 2712 2713	0.467	0.66	1.0
白油	ガソリン	2710 11 110 0 - 2710 11 250 0, 2710 11 900 1 - 2710 11 900 9, 2710 11 410 0 - 2710 11 590 0	0.9		
	軽質油 中軽質油 ディーゼル燃料 ベンゼン トルエン キシレン	2710 11 310 0, 2710 11 700 0 2710 19 110 0 - 2710 19 290 0 2710 19 310 0 - 2710 19 490 0 2902 20 000 0 2902 30 2902 41 000 0 - 2902 43 000 0	0.67	0.66	

(出所) 2010年12月27日付政府決定 No.1155, 2011年4月28日付政府決定 No.329, 2011年8月26日付政府決定 No.716 より、みずほ総合研究所作成。

2. ロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟の現段階

ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3か国では、すでに1990年代半ばに締結された二国間条約によって、相互の物品の貿易に関して基本的に輸入関税が適用されない自由貿易地域が実現されていた(金野, 2010)。このため、2010年初からの「共通輸入関税率」の導入によって、3か国による経済統合は、自由貿易地域の次の段階である関税同盟に移行したとみなされる⁶。その後、2011年7月には、3か国相互の国境税関が撤廃され、労働移民の受け入れも自由化された⁷。さらに2012年1月には、3か国の首脳が「共通経済空間」の設立を宣言するなど、関税同盟が経済統合の新たな段階を迎えつつある様子も窺える⁸。以下では、ロシアのWTO加盟によって直接的な影響が生じる共通輸入関税率を中心に、3か国による関税同盟の現段階について考察する。

(1) 共通輸入関税率

2010年1月1日以降、3か国による関税同盟の域外国(以下、域外国)からの輸入に対しては、後述するカザフスタンへの例外措置を除き、全関税分類品目(約1万1000品目)の輸入関税率を定めた共通輸入関税率が適用されている⁹。この共通輸入関税率は、従来のロシアの輸入関税率体系を踏襲したものであったとみられている。WTO事務局作成の「世界関税率概観」(WTO, 2009)によれば、共通輸入関税率が導入される前の2008年における3か国の平均輸入関税率は、ロシアで10.8%、ベラルーシで10.8%、カザフスタンでは

6.0%であった。他方、ロシア経済発展省によると、共通輸入関税率の導入に伴い関税率が引上げられる、もしくは引下げられることになる品目数のシェアは、ロシアでそれぞれ4%（引上げ）と14%（引下げ）であるのに対して、ベラルーシでは18%と7%、カザフスタンでは45%と10%であったとされる。

ロシアのWTO加盟に伴い、共通輸入関税率は今後、ロシアがWTO加盟条件として約束した輸入関税率の引下げスケジュール（前掲図表1）に従って引下げられていくことになる¹⁰。共通輸入関税率の変更は、別途策定された「センシティブ品目リスト」に記載されている約8000品目については、3か国の第一副首相で構成されるユーラシア経済委員会のコンセンサス（事実上の全会一致）によって決定されるが、その他の品目については同委員会における3分の2以上の賛成によって決められる¹¹。

（2）カザフスタンへの共通輸入関税率の適用除外

2010年に導入された共通輸入関税率は、ロシアの関税率体系を踏襲するものであったため、それまでロシアよりも総じて低い輸入関税率が設定されていたカザフスタンでは、共通輸入関税率が導入された場合に多くの品目で関税率が大幅に引上げられ、それによって国内需要者が多大な不利益を蒙ることが予想された。このため、カザフスタンについては例外措置として、全1万1000品目中、約400品目に関して共通輸入関税率の適用を一定期間猶予する、いわば「別メニュー」が用意され、導入された。すなわち、それまで0%または5%の低税率が適用されてきた医薬・医療品、プラスチック・同製品、木材・パルプ・紙、アルミニウム製品、機械類、電気機器、鉄道車両、光学機器、プレハブ建築物については、品目によって最短で2011年6月末まで、最長では2014年末まで、共通関税率（5～20%）の適用が猶予される移行期間が設けられたのである¹²。

ただし、この別メニューのリストはその後何度か改訂されている。最初のリストと最新版のリストを比較すると、最初のリストの掲載品目数が約400品目であったのに対して、最新版リストのそれはわずか72品目に過ぎない。しかも、最初のリストにおいて2013年初ないし2014年初から共通輸入関税率に移行することが予定されていた複数の品目が、最新版リストでは姿を消している¹³。つまり、これらの品目については、当初の計画を前倒しするかたちで関税率が共通輸入関税率の水準まで引上げられたとみられることから、カザフスタンによる共通輸入関税率の導入は、当初の予定よりもかなり迅速に進捗しているものとみなされる。

(3) 関税同盟における輸出関税の扱い

3か国による関税同盟では、基本的に域内貿易においては輸出関税が課税されない一方で、域外国への輸出に対しては3か国で異なる輸出関税率が適用されている¹⁴。ここで「基本的に」としたのは、以下で述べるように、ロシアとベラルーシとの関係において例外的な事実が存在する(した)ためである。

ロシアで1999年に石油・ガスの輸出関税が再導入された当初、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタンへの輸出にはそれが適用されなかったが、2007年1月1日からベラルーシ向け原油輸出に限って適用されるようになった(2006年12月8日付ロシア政府決定No. 753)。これは、ベラルーシがロシアから輸出関税免除で輸入した原油を精製した後に、輸出関税を課して石油製品を欧州などに輸出していることに対する措置であった。2007年1月12日付の両国政府間協定「原油および石油製品の輸出分野における貿易・経済協力の調整措置」によれば、このベラルーシ向けの原油輸出関税率は、域外国向け輸出に適用される税率の3割程度の水準であった。この方式は2010年1月27日付の政府間議定書によって修正された。それによれば、ベラルーシの国内消費量に相当するロシアからの原油輸出については毎年その量が決められて輸出関税が免除され、それを超える輸出については域外国向けと同じ税率が課せられるとされた。1年後には、この方式がさらに修正されることになり、2010年12月9日付両国政府間協定「ベラルーシの国境を越えて関税同盟の関税領域外に搬出される原油および個々のカテゴリーの石油製品に対する輸出関税(同等の効力を有するその他の関税・税・納付金)の支払・繰入方式」によって、①相互貿易において原油・石油製品に輸出関税を課さない、②ベラルーシの原油・石油製品の輸出関税率をロシアと同じとする、③ベラルーシが原油・石油製品に課す輸出関税の税収は、全額ロシアの予算に納められることが定められた。

なお、ロシアの石油・ガス輸出関税は、前述のように1999年に再導入された当初はベラルーシおよびカザフスタン向け輸出だけでなく、キルギスおよびタジキスタン向け輸出についても適用されていなかったが、2010年4月1日からキルギス向け石油(原油および石油製品)輸出について、同年5月1日からはタジキスタン向け石油輸出について輸出関税が適用されるようになった¹⁵。

以上の経緯を経て、現在ロシアの輸出関税は、関税同盟参加国であるベラルーシおよびカザフスタン向け輸出については完全に免除され、キルギスおよびタジキスタン向け輸出については石油のみ課税され、その他の国々への輸出については、すべての輸出関税課税品目(石油、天然ガス、金属、木材等)に輸出関税が適用されている。

3. むすび：CIS 諸国による関税同盟への新規参加可能性

ロシア、ベラルーシ、カザフスタンによる関税同盟については、関税同盟がスタートした 2010 年初からキルギスの首脳が参加の意向を度々表明してきたほか、最近ではウクライナやタジキスタンの大統領も同様の意向を示唆するようになっている。特にキルギスについては、2011 年 10 月 19 日のユーラシア経済共同体国家間評議会において、同国の関税同盟への参加に関する作業グループの設置が決定されるなど新たな動きもみられる。そこで、以下では本稿のまとめとして、キルギス、ウクライナ、タジキスタンによる関税同盟への新規参加可能性を検討する。

キルギスとウクライナ、タジキスタンについては、これらの国がすでに WTO 加盟国であることが関税同盟参加にとって最大の障害となっている¹⁶。タジキスタンが WTO 加盟に際して約束した輸入関税率の上限（最終譲許税率）は全品目平均で 8.0%、キルギスとウクライナはそれぞれ 7.5%、5.8%であり、これらは関税同盟の共通輸入関税率の全品目平均である 10%を大きく下回る（図表 4）。つまり、タジキスタンやキルギス、ウクライナが現在の関税同盟に参加しようとする、域外国に対する輸入関税率を大幅に、かつ全般的に引上げる必要があるが、これは関税同盟参加後の関税率が全体として参加前よりも高くなつてはならないとする WTO 協定への明確な違反となる¹⁷。このため、これらの 3 か国が関税同盟に参加する可能性は、現時点ではほぼ皆無であると考えられる。

図表 4. CIS 諸国の現行輸入関税率と最終譲許税率

国名	現行税率平均 (2011 年：%)	最終譲許税率平均 (%)	WTO 加盟 (年)
キルギス	4.6	7.5	1998
ウクライナ	4.5	5.8	2008
タジキスタン	7.8	8.0	2013*
アルメニア	n.a.	8.5	2003
アゼルバイジャン	9.0	--	--
モルドバ	4.6	7.0	2001
ウズベキスタン	15.4**	--	--
【参考】			
関税同盟（共通輸入関税率）	10.0	7.8***	--
カザフスタン（2011 年）	9.6*	--	--

(注) * 予定、** 2009 年の税率、*** ロシアの最終譲許税率。

(出所) WTO (2012b) 等より、みずほ総合研究所作成。

ただし、ロシアが WTO 加盟条件として約束した輸入関税率の引下げスケジュール（前掲図表 1）によれば、共通輸入関税率の全品目平均は、現在の 10%から今後 6~7 年かけて 7.8%

にまで引下げられることが決まっている。そうすると、タジキスタンの譲許税率平均は関税同盟の共通輸入関税率平均を上回るようになり、タジキスタンが上記 WTO 協定に違反せずに関税同盟に参加することが可能となる。また、キルギスの譲許税率平均は、共通輸入関税率平均をわずか 0.3 ポイント下回るのみとなり、キルギスが WTO 協定に従って他の加盟国との間で補償的調整を行った上で、関税同盟に参加する可能性もあながち否定できなくなる。つまり、ウクライナはともかく、キルギスとタジキスタンについては、2020 年頃に関税同盟に参加する可能性が残されていると考えられる。

—注—

- 1 当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、筆者が信頼できると判断した各種データに基づき作成されているが、その正確性、確実性を保証するものではない。また、当レポートの意見にわたる部分は筆者個人の見解であり、筆者の勤務先あるいは所属する金融グループの意見を代表するものではない。
- 2 CIS 自由貿易協定は、2011 年 10 月 18 日の CIS 政府首脳評議会会議で 11 か国（ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、トルクメニスタン、タジキスタン、アゼルバイジャン、アルメニア）により調印された。同協定の詳細については田畑（2012）が詳しい。
- 3 なお、自動車組み立てにおいて、現地調達率の段階的な引上げなどを条件に部品類の輸入関税を最長で 8 年間減免する「工業アセンブリ措置」については、2018 年 6 月末までに撤廃されることが決まった。工業アセンブリ措置の詳細については、金野（2012b, pp. 51-54）参照。
- 4 ロシアでは、1996 年 7 月 1 日にすべての輸出関税が廃止されたが（1996 年 4 月 1 日付政府決定 No. 479）、1999 年に原油、石油製品、天然ガスの輸出関税が相次いで再導入された（それぞれ 1999 年 1 月 11 日付政府決定 No. 45、同月 23 日付政府決定 No. 83、同年 7 月 12 日付政府決定 No. 798 による）。なお、木材に対する輸出関税をめぐるロシアの WTO 加盟交渉の経緯と加盟後の約束については、金野（2012b, p. 54）参照。
- 5 従来、これらのフォーミュラから算定される上限税率が実際の輸出関税率として適用されてきた。ただし、2011 年 10 月 1 日以降、上記価格帯④に関して、実際の輸出関税率の算定に用いられるフォーミュラの係数 0.65 が 0.6 に引下げられている（例えば、従来は原油価格が 100 ドル／バレルの時、係数 0.65 から算定される上限税率 52.75 ドル／バレル

ルがそのまま実際の税率として適用されていたが、2011年10月以降は、係数0.6から算定される49ドル/バレルが実際の輸出関税率として適用されている)。これは、石油企業の税負担を軽減することで、特に上流部門(油田開発や採掘)における企業の投資意欲を増進させるための措置であるとみられている(金野, 2011)。

- 6 ただし、サービス貿易については、3か国の間で域外国との貿易障壁の統一化は進められていないとみられる。
- 7 ロシア・ベラルーシ・カザフスタンによる労働移民の相互受け入れの自由化は、2010年11月19日調印の「労働移民およびその家族の法的地位に関する条約」による。同条約では、3か国相互の労働移民の受入に関して、①労働移民の受入数に関する制限枠の撤廃や、②労働許可証の不要化、③入国後30日間の労働移民およびその家族による移民局への登録猶予などが定められている。同条約はロシアでは2011年7月11日に批准され、7月26日に発効した(2011年7月11日付連邦法No.186による)。
- 8 「共通経済空間」の詳細は金野(2012a)参照。
- 9 共通輸入関税率表の正式名称は「関税同盟の対外経済活動に関する共通商品分類表(TN VED TS)および共通関税率」(2009年11月27日付ユーラシア経済共同体国家間評議会決定No. 18および同日付関税同盟委員会決定No. 130により承認)。なお、TN VED TSはHS(Harmonized System)に準拠する。
- 10 なお、共通輸入関税率は2012年7月16日付ユーラシア経済委員会決定No.54によって、広範囲にわたる修正が加えられた。これは、同年8月のWTO加盟に対応するための措置であったとみられる。
- 11 センシティブ品目リストは、2009年11月27日付ユーラシア経済共同体国家間評議会決定No.18による。なお、ユーラシア経済委員会における議決権配分は、ロシア:57%、ベラルーシ:21.5%、カザフスタン:21.5%である。
- 12 この「別メニュー」の正式名称は、「移行期間中、関税同盟参加国のうちの1国に対して共通関税率と異なる輸入関税率が適用される商品およびその関税率リスト」(2009年11月27日付ユーラシア経済共同体国家間評議会決定No.18および同日付関税同盟委員会決定No. 130により承認)。
- 13 最新版リストは、2011年11月18日付関税同盟委員会決定No.850による。なお、当初の予定を前倒しするかたちで関税率の引上げが行われ、リストから削除された品目とは、プラスチック・同製品、木材・パルプ・紙、機械類、電気機器、光学機器の一部の品目である。
- 14 2008年1月25日付ロシア・ベラルーシ・カザフスタン政府間協定「第三国に対する輸出関税について」では、3か国間で輸出関税の課税品目とその税率を統一することが将来

的な「目標」として掲げられているが、義務として定められているわけではない。事実、ロシアとカザフスタンでは、これまでも域外国への石油輸出に対して異なる輸出関税率が適用されてきた。なお、関税同盟域内の貿易において石油輸出関税が課税されないことは、2010年12月9日付の3か国政府間協定「ベラルーシ・カザフスタン・ロシアによる原油および石油製品の共同市場の組織・管理・機能・発展について」で定められている。

15 その後、2011年1月1日からは、ロシアのキルギス向け石油製品輸出について、輸出関税を免除する措置が取られている。つまり、ロシアは現在、キルギスに対しては原油についてのみ、タジキスタンに対しては原油と石油製品について、輸出関税を適用している。天然ガスについては、キルギス、タジキスタンともロシアの輸出関税は適用されていない。なお、両国に対するロシアの石油輸出関税の適用の経緯については、田畑(2012, p. 17) 参照。

16 厳密には、タジキスタンは本稿執筆時点(2013年2月)においてWTO未加盟だが、2013年3月にWTO加盟国となることが確実視されている(WTO, 2012a)。

17 『関税及び貿易に関する一般協定(第3部第24条)』では、以下のように定められている(経済産業省, 2013)。「当該関税同盟の創設又は当該中間協定の締結の時にその同盟の構成国又はその協定の当事国でない締約国との貿易に適用される関税その他の通商規則は、全体として、当該関税同盟の組織又は当該中間協定の締結の前にその構成地域において適用されていた関税の全般的な水準及び通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。」

「[この]要件を満たすに当り、締約国が第二条の規定[譲許表]に反して税率を引上げることを提案したときは、第二十八条に定める手続[補償的調整]を適用する。補償的調整を決定するに当っては、関税同盟の他の構成国の対応する関税の引下げによってすでに与えられた補償に対して妥当な考慮を払わなければならない。」([]は筆者注)

－参考文献－

経済産業省(2013)『WTO協定集(ウェブサイト版)』

[http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/index.html].

金野雄五(2010)「ロシア・ベラルーシ・カザフスタンの関税同盟」『ロシアNIS調査月報』6月号, pp. 14-25.

金野雄五(2011)「ロシア経済トピック:石油輸出関税の改正により製油所の近代化へ」み

- ずほ総合研究所株式会社『みずほ欧州インサイト』9月28日発行
[<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/euro-insight/EUI110928.pdf>].
- 金野雄五 (2012a) 「ロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟の現状と展望：統合の現段階と『共通経済空間』を目指すもの」『ロシア NIS 調査月報』4月号, pp. 1-8.
- 金野雄五 (2012b) 「ロシアの WTO 加盟：中長期的には行政手続きの簡素化・効率化と汚職撲滅が鍵に」みずほ総合研究所株式会社『みずほ総研論集』2012年II号
[<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/argument/mron1210-3.pdf>]
- 田畑伸一郎 (2012) 「CIS の枠組みにおける自由貿易地域創設の歩み」『ロシア NIS 調査月報』4月号, pp. 10-17.
- Minecon (2011), *Spravka po obiazatel'stvam*, Nov. 11
[<http://www.economy.gov.ru/wps/wcm/connect/46564100490517edac69ae5f9eae86bc/spravka.doc?MOD=AJPERES&CACHEID=46564100490517edac69ae5f9eae86bc>].
- WTO (2009) *World Tariff Profiles 2009*.
- WTO (2011a) *Working Party seals the deal on Russia's membership negotiations*, Nov. 10
[http://www.wto.org/english/news_e/news11_e/acc_rus_10nov11_e.htm].
- WTO (2011b) *Report of the Working Party on the Accession of the Russian Federation to the World Trade Organization: Part II - Schedule of Specific Commitments on Services (WT/ACC/RUS/70/Add.2, WT/MIN(11)/2/Add.2)*, Nov. 17.
- WTO (2011c) *Schedule CLXV - The Russian Federation*, Nov. 17.
- WTO (2012a) *Working Party seals the deal on Tajikistan's accession negotiations*, Oct. 26
[http://www.wto.org/english/news_e/news12_e/acc_tjk_26oct12_e.htm].
- WTO (2012b) *World Tariff Profiles 2012*.